

平成 2 9 年
第 1 3 回那須塩原市教育委員会
定例会 会議録

那須塩原市教育委員会

〔○期日：平成 2 9 年 1 2 月 2 6 日（火）
○会場：西那須野庁舎 3 F 3 0 5 会議室〕

那須塩原市教育委員会定例会

1 期日

- 平成29年12月26日（火）
 - ・開会：午後 3時00分
 - ・閉会：午後 4時18分

2 会場

- 西那須野庁舎 3F 305会議室

3 出席委員

- 教育長 大宮司 敏夫
- 委員 大澤 真弓
- 委員 神島 仁誓
- 委員 臼井 祥朗
- 委員 田村 伸之

※前回会議録署名委員

- ・大澤 真弓 委員
- ・神島 仁誓 委員

4 説明のため出席した事務局職員

- 教育部長 稲見 一志
- 教育総務課長 富山 芳男
- 学校教育課長 小泉 秀夫
- 生涯学習課長 室井 勉
- スポーツ振興課長 後藤 修

5 事務局職員

- 教育総務課長補佐 平井 克巳
- 教育総務課総務係長 菊地 直路
- 教育総務課給食係長 小高 久美

6 傍聴人

- なし

7 教育長報告

- 非公開

8 付議事件

- 議案第 1 号 那須塩原市就学援助費認定交付要綱の一部改正について
(学校教育課) …可決
- 報告第 1 号 区域外就学及び指定校変更について
(学校教育課)
- 報告第 2 号 平成 2 9 年度準要保護児童生徒の認定について
(学校教育課)

■ 会議録

1 開会

- 午後 3 時 0 0 分、大宮司教育長が平成 2 9 年第 1 3 回那須塩原市教育委員会定例会の開会を宣言する。
それでは、平成 2 9 年第 1 3 回那須塩原市教育委員会定例会を開会いたします。
次第に従いまして進めさせていただきます。

2 教育長挨拶

○大宮司教育長

今年も残すところわずかとなってまいりました。

昨日で、市内小中学校、義務教育学校につきましては、一区切りということで今日から冬休みに入っております。おかげさまで各学校とも、しっかりとした事前指導が行われたのではないのかと思っております。

児童、生徒には、年末年始を無事に過ごし、新年、新たな気持ちで登校して欲しいと思っております。

本日は、付議事件が 3 件ございますので、御審議等よろしくお願いいたします。

3 会議録の承認

- 大宮司教育長が前回会議録の承認を求めたところ、内容に異議なく大澤委員及び神島委員が指名され、会議録に署名を行った。

4 教育長報告

○大宮司教育長

続きまして、次第の 4「教育長報告」に入ります。ここで皆さんにお諮りいたします。教育長報告につきましては、特定の個人に関する情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 4 条第 7 項ただし書の規定に基づき、非公開といたしたいと思います。なお、非公開とする際は、出席委員の 3 分の 2 以上による議決が必要となりますが、非公開とすることに御異議ございませんでしょうか。

○委員全員

異議ありません。

○大宮司教育長

それでは、全会一致でございますので、教育長報告は非公開とさせていただきます。

(省略～非公開)

(教育長報告終了)

5 付議事件

＜議案第 1 号について＞

○大宮司教育長

それでは、会議次第 5 の「付議事件」に入ります。

議案第 1 号「那須塩原市就学援助費認定交付要綱の一部改正について」を議題といたします。事務局から説明をさせます。

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

【提案理由】

本案につきましては、本市の就学援助制度において、平成 30 年度からの小学校、中学校及び義務教育学校の入学予定者の保護者に対し、入学年度の前年度に新入学準備金を交付するため所要の改正等を行うもので、教育委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○大宮司教育長

本件につきましては、準要保護者の数が増えていることを踏まえた上で、必要な時期に必要な援助ができればという考えのもと、要綱の改正を行うものです。予算措置につきましても 12 月議会におきまして市議会の議決をいただきましたので、事務手続を進めてまいりたいと思っているところであります。

課長からの説明にもありましたとおり申請手続は、入学前だけでなく入学後も可能として時期を選択できるよう工夫をしております。

委員の皆さま方からの御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

はい、神島委員どうぞ。

○神島委員

大変良い制度に改正されるということで期待をしているところでございますけれども、対象となる方々に対して、いかに周知徹底を図っていくかということが大切かと思いますがどのような対応をされるのでしょうか。

また、改正後も基本的には学校を通じての支給となるのでしょうか。

○大宮司教育長

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

まず周知の方法についてですが、中学校へ入学する児童の保護者へは、小学校を通じて通知を配布することになります。既に準要保護の認定を受けている保護者が主に対象になるかと思います。小学校へ入学する児童の保護者へは、入学予定の全ての家庭へ郵送により周知することを予定しており、今月下旬から手順を進めるところであります。

次に支給方法についてですが、新入学準備金の入学前支給については保護者の口座に直接振り込みます。入学後の支給やそれ以外の就学援助費につきましては、従来どおり学校を通して支給となります。

○大宮司教育長

新小学校1年生の保護者への郵送による周知は今回限りとし、来年度以降については、就学時検診時に周知したいと考えております。

○神島委員

わかりました。

○大宮司教育長

ほかにいかがでしょうか。

はい、大澤委員どうぞ。

○大澤委員

新入学準備金の申請が、入学前だけでなく入学後も可能という選択肢を設けたことは良いことであると思いました。

○大宮司教育長

ほかにいかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

それでは、御意見御質問がないようですので、お諮りしたいと思います。

議案第1号「那須塩原市就学援助費認定交付要綱の一部改正について」は原案のとおり可決することで御異議ございませんか。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

異議なしということでありますので、原案のとおり可決いたしました。

<報告第1号について及び報告第2号について>

○大宮司教育長

次に報告に入ります。

報告第1号「区域外就学及び指定校変更について」及び報告第2号「平成29年度準要保護児童生徒の認定について」、一括して事務局から説明させます。
はい、学校教育課長。

○学校教育課長

【報告理由（報告第1号）】

申請のあった区域外就学及び指定校変更について、審査結果を教育委員会に報告する。

【報告理由（報告第2号）】

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者からありました準要保護認定の申請について、内容を審査した結果、準要保護者に認定することに決定したので、教育委員会に報告する。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

○大宮司教育長

事務局の説明が終わりました。

報告第1号、第2号併せまして委員の皆さま方から御質問、御意見等ありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか

よろしいでしょうか。

○委員全員

はい。

○大宮司教育長

それでは、本日予定されました付議事件の審議は、全て終了いたしました。

以上をもちまして、第13回教育委員会定例会を閉会といたします。

ありがとうございました。